

町内の業者を利用して行う 住宅リフォーム工事費の一部を補助します

神川町では、地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、町民のみなさんが、自ら居住する住宅をリフォーム工事する場合に、その経費の一部を補助します。

補助対象者（次のすべてに該当する方）

- (1) 神川町に居住し、住民登録をしていること
- (2) 対象となる住宅の所有者であり、かつ居住していること
- (3) 町税等の滞納がないこと

令和6年度より、過去にこの補助金を受けている方も再度補助金を受けることが可能になりました（ただし同一年度1回のみ）

補助対象工事（次のすべてに該当する工事）

- (1) **町内業者**が施工する工事費 20 万円以上（税抜）の住宅リフォーム工事
- (2) 町で実施している他の同様の補助金等を受けていない住宅リフォーム工事
- (3) 補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工し、年度内に工事完了報告書を提出できる工事

※ 町内業者とは、神川町内に事業所を有する法人または住所を有する個人事業主で、工事を行う事業者です。

※ 補助金の申請前に、工事がすでに着工されている、完了している場合は補助の対象になりません。

住宅リフォーム工事とは

- (1) 住宅の内外装を修理または修繕する工事
- (2) 住宅の増改築（建替えを除く）または間取りを変更する工事
- (3) 居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事 など

【補助対象とならない工事の例】

- ・車庫、カーポート、物置の改修や設置
- ・作業小屋の改修や設置
- ・門、塀ほか外構工事
- ・リフォーム工事を伴わない家電製品等の設置・取替え
- ・合併浄化槽への転換工事 など

補助金額

工事費（税抜き）の **10%** 上限 **10万円** です

交付申請

工事着工予定日の概ね2週間前までに、補助金申請書に必要書類を添えて経済観光課へご提出ください。

※ 申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。

【お問い合わせ先】

神川町役場 経済観光課 商工観光担当（役場2階）

☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

ホームページ http://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/sumai_kenchiku/494.html



《住宅リフォーム資金補助金の申請から交付までの流れ》

